

秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一〇二〇・横手保健所)	1
保安林予定森林の指定通知(一〇二二・森林整備課)	1
保安林の指定解除の予定(一〇二二・森林整備課)	2
道路区域の変更(一〇二三・道路環境課)	3
道路区域の変更及び供用開始(一〇二四、一〇二五・道路環境課)	3
道路の供用開始(一〇二六、一〇二七・道路環境課)	4
河川区域の変更による廃川敷地等(一〇二八・河川課)	5
公告	
土地改良区の役員の内出(北秋田地域振興局農林部)	5
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(仙北地域振興局農林部)	5
県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部)	5
特定調達契約に係る落札者の決定(建設管理課)	5

告示

秋田県告示第千二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
有限会社ミドリ薬局	平鹿郡十文字町十文字新田字本町十一番地	平成十六年十二月六日

秋田県告示第千二十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

(一) 保安林予定森林の所在場所

本荘市南股字八淵山・大築字鏝出・由利郡大内町岩野目沢字稲子沢・字明通・字大荒沢・字袖大小屋・字力ノ場・羽広字今田ヶ沢・瀧字芋ノ沢・中田代字大沢・葛岡字中長根・字畑ノ台・字長根山・大倉沢字立石沢・高尾字孫太郎沢・岩城町滝俣字滝ノ上・字雨池・字四ノ沢・福俣字保切・字地竹森・字地蔵沢・字池ノ沢・東由利町法内字白ヶ沢・田代字深山・黒淵字セキ根・矢島町新荘字軽井沢山・字樋橋山・城内字木境鳥海・鳥海町上笹字字親失・字二階・字弥平沢・字峠ノ沢・字足延・字甌・字杳掛・字大森・字大倉・字堤ヶ沢・字ト力淵・字日照滝・字赤倉・字大台・字龍ヶ沢・字湯ノ沢・字大火山・字荒沢・上直根字大又・字滝ノ下・字西ノ又・字川熊沢・字山ノ下・字彦八沢・字鷹巣・字中田代山・百宅字遠上山・字手代沢(以上五十六字国有林。次の図に示す部分に限る。)(仁賀保町馬場字冬師山一番ノ内(国有林。次の図に示す部分に限る。))

(三)(二) 指定の目的 水源のかん養

指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字八淵山・字稲子沢・字大荒沢・字芋ノ沢・字畑ノ台・字長根山・字立石沢・字四ノ沢・字池ノ沢・字白ヶ沢・字深山・字木境鳥海・字親失・字二階・字峠ノ沢・字甌・字杳掛・字大森・字大倉・字堤ヶ沢・字ト力淵・字日照滝・字赤倉・字大台・字龍ヶ沢・字湯ノ沢・字大又・字滝ノ下・字西ノ又・字川熊沢・字山ノ下・字中田代山・字遠上山・字手代沢・字彦八沢(以上三十五字国有林。次の図に示す部分に限る。)(字冬師山一番ノ内(国有林。次の図に示す部分に限る。))

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字八淵山・字鏑出・字稲子沢・字大荒沢・字袖大小屋・字芋ノ沢・字中長根・字長根山・字立石沢・字白ヶ沢・字深山・字七ヶ根・字軽井沢山・字樋橋山・字木境島海・字親失・字二階・字弥平沢・字峠ノ沢・字足延・字甌・字沓掛・字大森・字大倉・字堤ヶ沢・字ト力測・字日照滝・字赤倉・字大台・字龍ヶ沢・字湯ノ沢・字大火山・字荒沢・字大又・字滝ノ下・字西ノ又・字川熊沢・字山ノ下・字彦八沢・字鷹巣・字中田代山・字遠上山・字手代沢(以上四十三字国有林。次の図に示す部分に限る。)
 ・字冬師山一番ノ内(国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

本荘市出戸町字水林(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 ・由利郡西目町出戸字浜山七の一五九・字浜山一(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(三) 指定の目的 飛砂の防備
 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字水林(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 ・字浜山七の一五九・字浜山一(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

由利郡鳥海町上直根字彦八沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(三) 指定の目的 なだれの防止
 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 立木の伐採を禁止する。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに本荘市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第千二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

森 林 の 所 在 場 所		全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
郡 市 町 村 (大字)	字	台 帳 (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)		
秋 田 市		七三〇三	〇・〇〇二一	〇・〇〇二一	〇・〇〇二一	飛砂の防備	指定理由の消滅
" "	浜 田	九八〇六	〇・〇〇五三	〇・〇〇五三	〇・〇〇五三	風害の防備	
" "	滝ノ浦	九八〇七	〇・〇〇一一	〇・〇〇一一	〇・〇〇一一	"	

一般国道	新	百七号	〃	一一・〇〇〇〇〇〇	〇・一六七
------	---	-----	---	-----------	-------

- 二 供用開始の期日 平成十六年十二月二十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十二月二十八日から平成十七年一月十七日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			大館鷹巣線	大館市檀崎字大道下二七三番地先から二六七番地先まで	一〇・〇〇〇〇〇〇	〇・一八〇
			大館鷹巣線	〃	一〇・〇〇〇〇〇〇	〇・二〇〇

秋田県告示第千二十五号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年十二月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十六年十二月二十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十二月二十八日から平成十七年一月十七日まで

秋田県告示第千二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年十二月二十八日

一 供用開始の区間

県道	道路の種類	路線名	区間
		湯沢雄物川大曲線	大曲市戸時字谷地添八七番一六地内

秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十六年十二月二十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十二月二十八日から平成十七年一月十七日まで

秋田県告示第千二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年十二月二十八日

一 供用開始の区間

県道	道路の種類	路線名	区間
		河辺阿仁線	河辺郡河辺町三内字寺田九番一地先から字外川原二二八番三地先まで

秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十六年十二月二十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十六年十二月二十八日から平成十七年一月十七日まで

秋田県告示第千二十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 窪堰川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年十二月十三日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
仙北郡仙北町戸地谷字大和田三百六十七番地先	土 地	四二一・七五平方メートル

関係図面は、建設交通部河川課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、鷹巣町土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名

北秋田郡鷹巣町脇神字中金堀百四十番地二 中嶋 三郎

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業(下野荒町地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))の施行について、平成十六年十二月二十日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

平成十六年十月十八日県営土地改良事業(芹沢地区県営土地改良総合整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
電子計算組織 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
建設交通部建設管理課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十六年十一月九日
- 四 落札者の名称及び住所
日立キャピタル株式会社東北法人営業支店
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目十番十七号
- 五 落札金額
九千五百六十七百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年十月十五日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄